

第4章

川越市緑の基本計画
(平成 28 年 3 月改定
版) の概要

1

計画の基本姿勢

緑の計画 H28改定版では、本市における計画の基本姿勢を以下のように設定します。

みんなではぐくむ
水と緑と歴史のまち・川越

2

計画の基本方針

計画の基本姿勢を受け、計画の基本方針を以下のように設定します。

計画の基本方針

- ①川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります
- ②歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります
- ③水と緑のまちをそだてます

さらに、計画の基本方針を踏まえ、都市公園の整備方針、生物多様性の保全方針を以下のようにとします。

都市公園の整備方針

- ①子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備
- ②健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備
- ③防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備
- ④地域固有の歴史的文化遺産、自然環境を生かした都市公園の整備
- ⑤地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備
- ⑥地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

生物多様性の保全方針

- ①生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- ②多様な生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- ③エコロジカル・ネットワークの形成
- ④ふるさとの雑木林の保全・整備
- ⑤生態系に配慮した農地の保全
- ⑥自然環境との共生
- ⑦生き物の移動・休息空間となる都市公園等の整備
- ⑧多様な主体の参画と普及・啓発の推進

特別緑地保全地区について

緑地の保全に関する施策を展開する中で、指定方針、買取りの方針、保全方針により、特別緑地保全地区の指定・保全を行い自然環境の保護に努めます。

3

計画の目標

計画における目標を、以下のように設定します。

法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍(市民1人当たり15.0m²)とすることを目指します。

法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

4

計画の体系



